

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

兵田 愛子

【所属】(助成決定時)

関西大学法学部法学政治学科

【研究題目】

欧州人権裁判所判例に見られる居住の権利の状況

【研究の目的】(400字程度)

近時、阪神淡路大震災の復興借上げ公営住宅が期間満了を迎え、公営住宅を生活基盤とする多くの住民が、行き場も定まらないまま立ち退きを強いられ、裁判所はそれを正当化した。自治体によれば、期間満了となり入居資格がない不法占有に対して明渡し請求を行っているとのことであるが、行き場がなくホームレスになろうとも明渡し請求を行うという対応は憲法的に許されるのか。

日本では、居住権は、生存権(憲法25条)や財産権(憲法29条)にかかわる。ただ、現在の日本においては、これらの人権が制限される場合、国(議会・政府・自治体)の政策判断に広い裁量が認められるとする見解もみられるところであり、居住の権利は、司法(裁判所)によっても積極的な保障がなされていない。

このように、日本においては、居住の権利は、国の政策判断に劣後するものとされ、人権として確立しているとは言い難い。果たして、居住の権利は、国の政策判断に劣後するべきものなのか。

【研究の内容・方法】(800字程度)

そこで、欧州人権裁判所の判例の調査・分析を通じて、欧州の状況を確認した。欧州人権裁判所とは、欧州人権条約により欧州各国の最高裁のさらに上位に設置されている裁判機関で、ここにおいて各国の最高裁の判断が人権を十分に保障できているか再チェックされる。したがって、欧州人権裁判所の判例を調査することによって、欧州全域において、現実には、居住の権利がどのように保障されているかを認識することが可能となる。居住の権利が憲法上の人権として現に実用に耐えているという現実がわかれば、日本の裁判所にとっても大いに参考になると思われる。

なお、欧州人権条約では、居住権は条約第8条(「住居の尊重」)で保障される。したがって、条約8条に関する判例の検討を行った。先行研究である徳川教授の研究(2010年)を踏まえつつも、条約8条のカバーする範囲は多岐にわたることから、研究の目的で示した具体例の検討にとってより直接的なもの(日本における明渡し訴訟に類似した事例に関するもの)を新たに対象として調査・分析を行った。成果は多岐にわたるが、本報告書では次の2点にまとめて紹介する。

第一に、「国の政策的裁量と居住の関係」に関して、国の住宅政策が、日本のように、個人の居住の利益に優越するとされているのかという点について、まとめた。欧州では、住宅政策は、国の裁量事項なのだろうか。これに関しては、初期の判例であるバックリー対イギリス事件判決(1996年)においては、住宅政策の分野において国家に非常に広い裁量を認めており、その姿勢は、チャップマン対イギリス事件判決(2001年)でも継承されていたが、その後の判例であるコナーズ対イギリス事件判決(2004年)では、国の裁量が否定され(より詳細に違憲性がチェックされ)ており、その姿勢はマッカン対イギリス事件判決(2008年)ではより明確になっている。

第二に、「不法占有の場面における個人の居住の扱い」について、まとめた。個人の居住の利益が人権と考えられているかは、不法占有(その敷地への占有権原がなく占有している場合)に対する居住の保障によくあらわれるからである。これに関しては、初期の判例であるバックリー判決、チャップマン判決、コナーズ判決で

は合法的な占有に関する判断が示されていたが、その後のマッカン判決や、それ以降の判例（ショシッチ対クロアチア事件判決（2009年1月）、パウリッチ対クロアチア事件判決（2009年10月））などでは、不法占有であっても保護されるとの判断がなされている。

【結論・考察】（400字程度）

欧州では、住宅政策であっても、最終的には国（議会・政府・自治体）の裁量には委ねられず、司法によってその違憲性がチェックされており、居住の権利が人権として保障されていることが確認された。自治体がホームレスになるかもしれない居住者を強制退去させるという扱いは、現実に妥当している国際水準を満たしていない。

以上の内容の詳細に関しては、2023年10月29日に、第23回日本居住福祉学会全国大会において報告する機会を得え、学会誌に公表される予定である。今後は、欧州人権裁判所判例において、具体的にいかなる事情でいかなる程度の保護がなされているのかについて、さらに調査・分析を行う。